

第二章 従業者及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名（本体より兼務）

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に施設運営に必要な指揮命令を行う事とする。

(2) 医師 1名（非常勤 嘱託医）

医師の職務は、入居者に対し診療・健康管理及び療養上の指導を行う事とする。

(3) 生活相談員 1名（介護支援専門員兼務）

生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う事とする。又、常に介護支援専門員との連携を図り施設サービス計画に繋げる。

(4) 介護職員又は看護職員 6名以上

介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援、日常生活の援助を行う事とする。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務並びに利用者の機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(6) 介護支援専門員 1名（生活相談員兼務）

介護支援専門員は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、短期入所生活介護計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。また、利用者やその家族の苦情や相談に関する対応を行う事とする。

(7) 管理栄養士 1名（本体より兼務）

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う事とする。

(8) 機能訓練指導員 1名（看護師兼務）

機能訓練指導員は、入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う事とする。

(9) 事務職員 3名（本体より兼務）

庶務及び会計業務など、必要な事務を行う事とする。

2 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置く事ができる。

3 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第三章 サービス内容及び利用料

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の立案について利用者説明し、同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連携を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取扱方針)

第7条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら、常に利用者の立場に立った支援を行う。

- 2 サービスを提供するに当っては、認知の状況等利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うなど、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 事業者は、利用者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 事業者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 事業者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 事業者は、前各項に規定するものの他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

第9条 事業者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者がダイニングで食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第10条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第11条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行

う。

- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 事業者は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第12条 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第13条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用料及びその他の費用)

第14条 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 滞在費（ユニット型個室） 1日あたり 2,066円
- (3) 食費 1日あたり 1,545円
- (4) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
- (5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
- (6) 送迎に要する費用を徴収する。
- (7) その他日常生活費等については、次のとおりとする。

日常生活費徴収内容	金額
理美容料	実費（料金表による）
クラブ活動等材料費	実費（費用発生時）
日常生活用品購入代行（購入依頼のあった品物）	実費（費用発生時）

(利用料の変更等)

第15条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービスの実施区域)

第16条 事業の実施区域は原則として加東市内とする。

第四章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第 17 条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第 18 条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービスの開始及び終了)

第 19 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 20 条 サービスの利用申込みがされた場合は、正当な理由なく介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 21 条 通常の事業の実施地域などを勘案し、かつ利用申込者が医療ニーズを必要とする場合など、利用申込者に対し自ら適切なサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第 22 条 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、サービスを提供するよう努める。

(要介護認定等の申請時に係る援助)

第 23 条 サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第24条 サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第25条 サービスの提供の開始に際し、サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、施設においてサービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対し届け出ること等により、事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第26条 サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該事業について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第五章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第27条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理等)

第28条 従業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い、介護職員そ

の他の従業者に周知徹底を図る。

(従業者の質の確保)

第29条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年10回

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第30条 事業者は、その提供する高齢者福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。(個人情報の保護)

第31条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第六章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第32条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第33条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、

定期的に施設内研修を実施することとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第34条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第35条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止のための指針の整備と見直し
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

2 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第36条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。

第七章 その他

(地域との連携)

第37条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第38条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第39条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から、5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第40条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(提 示)

第41条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第42条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第43条 事業者及び従業者は、居宅介護事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則： この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則： この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(消費税増税に伴う形式的変更のみ)

附則： この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則： この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則： この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則： この規程は、令和6年8月1日から施行する。